



山形県公報

平成29年10月6日(金)
第2884号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……1019
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………(水産振興課) ……1025
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1026
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日……………1027
- 第48回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる  
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………同
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において  
指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第697号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形農業協同組合  
代表理事組合長 板垣 平治郎  
山形市旅籠町一丁目12-35
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類          |     |            | 変更年月日      |
|---------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                   | 変更後 | 備考         |            |
| 佐竹 浩文<br>上山市宮脇658-2202<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年8月28日 |

|                                                    |     |  |
|----------------------------------------------------|-----|--|
| 杉沼 忠志<br>山形市大字門伝1073<br>玄米、小麦、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 高橋 広行<br>上山市金生西二丁目2-19<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 吉田 邦弘<br>山形市大字鯉洗471<br>玄米、小麦、大豆、そば                 | 同 左 |  |
| 高野 弘明<br>山形市大字門伝93<br>玄米、小麦、大豆、そば                  |     |  |
| 佐藤 隆一<br>山形市蔵王半郷501-1<br>玄米、小麦、大豆、そば               | 同 左 |  |
| 山口 正昭<br>山形市蔵王半郷2339-3<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 高橋 俊一<br>東村山郡中山町大字土橋82-3<br>玄米、小麦、大豆、そば            | 同 左 |  |
| 大場 一仁<br>上山市権現堂850-1<br>玄米、小麦、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 樋口 彰史<br>山形市薬師町一丁目4-33<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 古内 拓己<br>山形市深町二丁目3-12 ハイカムールのぞみA101<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 武田 修<br>山形市漆山3483-58<br>玄米、小麦、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 笹原 宏之<br>山形市大字村木沢40<br>玄米、小麦、大豆、そば                 | 同 左 |  |
| 秋葉 達也<br>上山市朝日台二丁目4-17<br>玄米、小麦、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 土屋 弘之<br>上山市矢来四丁目16-58-8<br>玄米、小麦、大豆、そば            | 同 左 |  |
| 井上 信一郎<br>上山市久保手3231<br>玄米、小麦、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 結城 直人<br>山形市双葉町二丁目3-4<br>玄米、小麦、大豆、そば               | 同 左 |  |

|                                          |                                                          |            |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------|
| 山川 喜与一<br>東村山郡中山町大字達磨寺107<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                                                      | 平成29年9月20日 |
| 細谷 秀則<br>山形市大字内表84-1<br>玄米、小麦、大豆、そば      |                                                          |            |
| 佐藤 吉之<br>山形市蔵王半郷96-6<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左                                                      |            |
| 長谷川 真吾<br>山形市薬師町二丁目3-25<br>玄米、小麦、大豆、そば   |                                                          |            |
| 東海林 賢一<br>山形市大字灰塚137<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左                                                      |            |
|                                          | 熊谷 徹<br>山形市成沢西四丁目8-63<br>玄米、小麦、大豆、そば                     |            |
|                                          | 屋島 正人<br>山形市印役町三丁目11-12 シャル<br>マンロージェ105号<br>玄米、小麦、大豆、そば |            |
|                                          | 秋葉 侑也<br>寒河江市白岩122-16<br>玄米、小麦、大豆、そば                     |            |

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内たがわ農業協同組合  
代表理事組合長 黒井 徳夫  
鶴岡市上藤島字備中下3-1

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類             |     |            | 変更年月日      |
|------------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                      | 変更後 | 備考         |            |
| 叶野 浩<br>鶴岡市羽黒町玉川字玉川80<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年8月23日 |
| 菅蒲 孝夫<br>東田川郡庄内町家根合字沼田29<br>玄米、大豆        | 同 左 |            |            |
| 太田 新吾<br>東田川郡庄内町落合字落合30<br>玄米、大麦、大豆      |     |            |            |
| 石川 輝紀<br>鶴岡市小中島字猫作68<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば   | 同 左 |            |            |
| 日向 一也<br>鶴岡市三和字街道下63-6<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |

|                                              |     |  |
|----------------------------------------------|-----|--|
| 大滝 尚<br>東田川郡三川町大字東沼字村岸7<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば    | 同 左 |  |
| 齋藤 正之<br>鶴岡市羽黒町後田字柳原48<br>玄米、大豆、そば           | 同 左 |  |
| 斎藤 和博<br>鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |  |
| 成澤 順<br>鶴岡市渡前字白山前16<br>玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 |  |
| 小林 卓史<br>鶴岡市稲生町4-46<br>玄米、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 佐藤 昌幸<br>鶴岡市一霞112-8<br>玄米、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 石川 洋一<br>東田川郡庄内町千本杉字本村割4<br>玄米、小麦、大豆         | 同 左 |  |
| 成沢 真一<br>鶴岡市羽黒町荒川字鎌田1<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば      |     |  |
| 今井 俊<br>鶴岡市羽黒町川代字向山171<br>玄米、大豆、そば           | 同 左 |  |
| 野尻 秀一<br>鶴岡市越沢乙44<br>玄米、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 井上 寿夫<br>鶴岡市東荒屋字志田64<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば       | 同 左 |  |
| 清野 清晃<br>鶴岡市大綱字型63<br>玄米、大豆                  | 同 左 |  |
| 阿部 正<br>東田川郡庄内町狩川字西田113-11<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 皆川 裕一<br>東田川郡三川町大字土口字村西92<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 佐藤 誠<br>鶴岡市蛸井興屋字大槻東78<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば      | 同 左 |  |
| 佐藤 克典<br>鶴岡市熊出字沖田5<br>玄米、大豆、そば               |     |  |

|                                               |     |
|-----------------------------------------------|-----|
| 梅津 茂雄<br>東田川郡三川町大字横川字家岸124<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐藤 俊喜<br>鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-21<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば | 同 左 |
| 山本 均<br>酒田市落野目字杉之崎6<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば         | 同 左 |
| 鈴木 繁則<br>鶴岡市羽黒町上野新田字中台24<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 本間 悟<br>東田川郡三川町大字東沼字村岸23<br>玄米、小麦、大豆          | 同 左 |
| 加藤 修<br>鶴岡市宝徳字西鴨田4<br>玄米、大豆、そば                | 同 左 |
| 五瓶 正人<br>鶴岡市羽黒町町屋字村中65<br>玄米、大豆、そば            | 同 左 |
| 菅原 剛<br>鶴岡市新屋敷字前田元84<br>玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 |
| 五十嵐 順<br>鶴岡市大山二丁目59-23<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |
| 弁納 陣<br>鶴岡市荒俣字小糠田24-3<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |
| 大井 広明<br>東田川郡三川町大字加藤字赤田16<br>玄米、大豆、そば         | 同 左 |
| 佐藤 正春<br>鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-144<br>玄米、大豆、そば      | 同 左 |
| 阿部 慶和<br>東田川郡三川町大字押切新田字瀧4-14<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 佐藤 安光<br>鶴岡市熊出字東村181<br>玄米、大豆、そば              | 同 左 |
| 本間 亘<br>鶴岡市温海己44<br>玄米、大豆、そば                  | 同 左 |

|                                         |                                         |            |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------|
| 池田 伝一<br>鶴岡市谷地興屋字村中12<br>玄米、大豆、そば       |                                         |            |
| 平向 秀一<br>酒田市地見興屋字前割46<br>玄米、小麦、大麦、大豆、そば |                                         |            |
| 庄司 学<br>東田川郡三川町大字横川字家岸113<br>玄米、大豆      | 同                                       | 左          |
| 高橋 健児<br>東田川郡庄内町大野字太農28<br>玄米、大豆、そば     | 同                                       | 左          |
| 山口 龍士<br>鶴岡市昭和町9-22<br>玄米、大豆、そば         | 同                                       | 左          |
| 上野 司観<br>鶴岡市黒川字小在家35<br>玄米、大豆、そば        |                                         |            |
| 池田 直史<br>鶴岡市谷地興屋字村中13<br>玄米、大豆、そば       | 同                                       | 左          |
| 小田 一貴<br>鶴岡市茅原町1-34<br>玄米、大豆、そば         | 同                                       | 左          |
| 阿部 仁<br>東田川郡三川町大字横山字西田23<br>玄米、大豆、そば    | 同                                       | 左          |
| 梅木 侑介<br>東田川郡庄内町余目字町142<br>玄米、大豆、そば     |                                         |            |
| 安藤 栄希<br>鶴岡市井岡字御衣田14-21<br>玄米、大豆、そば     |                                         |            |
| 森 悠一<br>鶴岡市櫛代字西野157<br>玄米、大豆、そば         | 同                                       | 左          |
| 井上 悠<br>鶴岡市東荒屋字小島188<br>玄米、大豆、そば        |                                         |            |
| 遠藤 貞吉<br>鶴岡市黒川字上の山142<br>玄米、大麦、大豆、そば    | 同                                       | 左          |
|                                         | 鶴巻 一宏<br>東田川郡庄内町狩川字楯下2-1<br>玄米、小麦、大豆、そば | 平成29年9月20日 |
|                                         | 五十嵐 繁樹<br>鶴岡市鼠ヶ関丙100-4<br>玄米、大豆、そば      |            |

|  |                                  |  |
|--|----------------------------------|--|
|  | 三浦 渉<br>鶴岡市東荒屋字上荒屋 6<br>玄米、大豆、そば |  |
|--|----------------------------------|--|

**山形県告示第698号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

平成29年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加 入 区 の 名 称 | 区 域                                  |
|-------------|--------------------------------------|
| 北 部 加 入 区   | 酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域      |
| 中 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。） |
| 南 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。） |

**山形県告示第699号**

東置賜郡二井宿土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成29年9月29日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
高島町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成29年10月6日から同年11月7日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**山形県告示第700号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年10月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成29年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字クゾ1258番1から  
同 1211番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月6日

**山形県告示第701号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年10月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成29年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字下川原4806番から  
同 クゾ1252番9まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月6日

**山形県告示第702号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|   |        |   |                 |   |   |
|---|--------|---|-----------------|---|---|
| " | 蔵王駅前支店 | " | 大字松原字下川原311番地14 | " | " |
| " | 漆山支店   | " | 大字漆山2405番地の3    | " | " |

を

|   |        |   |                 |   |   |
|---|--------|---|-----------------|---|---|
| " | 蔵王駅前支店 | " | 大字松原字下川原311番地14 | " | " |
|---|--------|---|-----------------|---|---|

に、

|   |            |   |   |   |   |
|---|------------|---|---|---|---|
| " | 鈴川支店鈴川南出張所 | " | " | " | " |
|---|------------|---|---|---|---|

を

|   |            |   |   |   |   |
|---|------------|---|---|---|---|
| " | 鈴川支店鈴川南出張所 | " | " | " | " |
| " | 漆山支店       | " | " | " | " |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年10月10日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

平成29年10月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

登録の基準日 平成29年10月9日

#### 山形県選挙管理委員会告示第76号

第48回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

平成29年10月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 候補者届出政党が山形県内で届けた候補者数 | テレビジョン放送                      | ラジオ放送       |
|----------------------|-------------------------------|-------------|
| 1人又は2人               | 山形放送株式会社 1回                   | 山形放送株式会社 1回 |
| 3人                   | 株式会社テレビユー山形 1回<br>山形放送株式会社 1回 | 山形放送株式会社 1回 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第77号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

「北村山郡大石田町 大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」を  
「北村山郡大石田町 大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」  
〃 大石田町交流センター」に改める。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線CT装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年10月6日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

#### 1 入札の場所及び日時

- 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
- 日時 平成29年11月15日（水） 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 X線CT装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月23日（金）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係  
電話番号0233(22)5525

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年10月31日（火）午後3時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月26日（木）午後3時まで山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様

適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray Computed Tomography: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A. M. November 15, 2017
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233 (22) 5525

平成29年10月6日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年10月6日発行 発行人 山形県